

学科編 第 1 章 ライフプランニングと資金計画

以下、青字の個所を修正しました。

【改正ポイント①】 (45 ページ)

(60) 健康保険の被保険者が医療機関等の窓口で支払う自己負担の割合は、小学校就学前 (①) 割、小学校就学御 70 歳未満 (②) 割、70 歳以上 75 歳未満は原則 (③) となっている。

- 1) ①1 ②3 ③1
- 2) ①2 ②3 ③2
- 3) ①3 ②3 ③2

解答・解説

(60) 2

▼健康保険の自己負担割合



例外：一定の高所得者は3割

※ 平成26年3月31日以前に70歳になった被保険者は1割

【改正ポイント②】(47 ページ)

(67) 国民年金の第 (①) 号被保険者は、毎月 (②) 円 (平成26年度) の国民年金保険料を金融機関等で自ら納付するが、納付が困難なケースでは保険料免除制度や保険料猶予制度を活用するとよい。

- 1) ① 1 ② 14,980
- 2) ① 1 ② 15,250
- 3) ① 2 ② 15,250

解答・解説

(67) 2

▼国民年金保険料の納付方法

被保険者	国民年金保険料の納付方法
第1号被保険者	毎月15,250円 (平成26年度) の国民年金保険料を金融機関等で自ら納付
第2号被保険者	厚生年金の保険料を給与天引きで納付するので別途自分で納付の必要なし
第3号被保険者	納付義務なし

【改正ポイント③】 (54 ページ)

(81) 国が日本政策金融公庫を通じて行っている教育ローンの教育一般貸付は、融資限度額が学生・生徒1人につき原則 (①)、返済期間が原則として (②) 以内である。

- 1) ① 100万円 ② 20年
- 2) ① 300万円 ② 20年
- 3) ① 350万円 ② 15年

解答・解説

(81) **3**

国が日本政策金融公庫を通じて行っている教育ローンの教育一般貸付は、融資限度額が学生・生徒1人につき **350万円** (海外留学のケースでは **450万円**)、返済期間が原則として **15年** 以内となっています。